参考資料 2-2

ケアプラン点検支援マニュアル　改定版

目次

第１章　総論 3

第１節　ケアプラン点検の目的 3

第２節　本マニュアルの活用方法 4

（1）　マニュアルの構成 4
（2）　マニュアルが想定する対象 4
（3）　活用場面 4

第３節　ケアプラン点検の位置づけ 6

（1）　ケアマネジメントの質の向上に向けた取組 6
（2）　ケアプラン点検の制度的な位置づけ 7
（3）　運営指導との違い 8
（4）　運営指導と同日にケアプラン点検を実施する際の留意点 8

第２章　各論 10

第１節　ケアプラン点検の手順 10

（1）　ケアプラン点検の目的の設定 10
（2）　事業所選定・ケアプラン抽出 10
（3）　点検書類提出の依頼（通知） 10
（4）　書類の受領 10
（5）　書類の確認、面談の準備 10
（6）　面談 11
（7）　点検結果の分析 11

第２節　ケアプラン点検の効果の把握 13

（1）　ケアプラン点検の効果を把握する目的 13
（2）　ケアプラン点検の効果 13
（3）　効果を把握する観点 13
（4）　効果を把握する方法 14

第３節　参考資料 16

第１章　総論

第１節　ケアプラン点検の目的

・　ケアプラン点検は、ケアマネジメントの質を高めるための取組の一環であるとともに、地域の実情への理解を深め、「地域全体のケアマネジメント」の質の向上を図るものです。その結果として、利用者の意思決定支援や適切な介護給付（真に必要とする支援が利用者に過不足なく提供されることを指し、給付の削減や抑制が目的ではない）が実現されることが望まれます。また、最終的には利用者の尊厳保持や自立支援に資することが目標となります。

・　上記の実現のため、ケアプラン点検においては、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員及び保険者両者の「気づき」を促し「学び」につなげるとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、「利用者の尊厳」を確保することが重要です。

第２節　本マニュアルの活用方法

（1）　マニュアルの構成

・　本マニュアルは、点検者がケアプラン点検の目的やマニュアルの活用方法を理解した上で、具体的な点検の手順と実施方法を参考にできるよう、「総論（点検の目的等）」と「各論（点検の手順等）」で構成しています。

・　また、ケアプランを確認する際の観点を示した「点検項目」を別紙としていますので、ケアプランを確認する際に活用してください。

（2）　マニュアルが想定する対象

・　本マニュアルは、介護保険の保険者を主な対象としています。ケアプラン点検担当として１年目の事務職員の方にも理解いただけるよう作成していますので、庁内でケアプラン点検に関する研修や引継ぎを行う際にも活用してください。

（3）　活用場面

・　基本的には、保険者がケアプラン点検時において活用することを想定していますが、点検項目は介護支援専門員の方にも活用いただけるものとなっていますので、管内の介護支援専門員を対象とした研修を企画する際にも本マニュアルを参考にしてください。また、介護支援専門員とケアプラン点検に関する認識を共有するためにも、本マニュアルを共有してください。

・　なお、本マニュアルはあくまで基本的な事項を示したものに過ぎないため、本マニュアルの趣旨を理解した上で、各保険者が創意工夫して、事務負担にも配慮した独自のものを作成することが望まれます。

（コラム１）改定の背景・目的

平成２０年７月に厚生労働省老健局振興課からケアプラン点検に関する基本事項を定めたものとして「ケアプラン点検支援マニュアル」が発出され、多くの自治体がこれを参考にケアプラン点検を実施しています。

しかし、ケアプラン点検支援マニュアルの策定時に比べて、利用者やケアマネジメント、保険者の役割が以下のように変化しています。

（利用者やケアマネジメントの変化）

・　要介護の原因疾患第１位が脳血管疾患から認知症に変化した。

・　要介護１～３の高齢者も数年経つと状態が変化し死亡する割合が少なくないことも明らかとなっている。

・　複合的な課題を抱えた利用者が増えている。

・　属人的なケアマネジメントから、エビデンスを基にしたケアマネジメントへと変わりつつある。（例：適切なケアマネジメント手法の策定、科学的介護の推進等）

・　介護現場においてＩＣＴ化など、介護現場の生産性を向上させ、限られた資源の中で、一人でも多くの利用者に質の高いケアを届ける取組が進められている。

（保険者の役割の変化）

・ 保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲された。
・ 地域の高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を推進するための役割を果たすことが期待される。

さらに、ケアプラン点検全国実態調査（令和３年度老人保健健康増進等事業で実施。以下同じ。）の結果、ケアプラン点検に以下のような課題があることが浮き彫りとなりました。

・ 点検に必要な専門知識やスキル、人員の不足を課題と感じている保険者が多数（専門知識が不十分な中で介護支援専門員に助言することへの不安感や人員不足による十分な点検ができていない実態が見られる）
・ ケアプラン点検の実施方法が多様
・ 効果指標が明示されていないことから、具体的な効果を把握できていない保険者が多数

このような状況を踏まえ、ケアプラン点検支援マニュアルを改定し、利用者やケアマネジメントの現状に対応したケアプラン点検の実施を目指すため、認知症や死亡する利用者の増加を前提とした、利用者の尊厳の保持や意思決定の支援、適切なケアマネジメント手法の考え方をケアプラン点検の視点として取り入れることとしました。また、複合的な課題を抱えた利用者を支えるために多職種連携の観点も取り入れています。

さらに、ケアプラン点検支援マニュアルの改定により、ケアプラン点検の基本的なプロセスを改めて見直すことで、点検の実施方法の平準化を行い、点検する者の不安解消や利用者のリスクの回避を目指すとともに、保険者がケアプラン点検を実施する意義を明確にできるようにすることを目指しています。

（コラム２）「適切なケアマネジメント手法」の考え方

本人の尊厳を保持し、生活の将来予測に基づいた重度化防止や自立支援を実現するためには、多職種連携をより円滑化して各職種の専門性を活かし、本人の状態の維持・改善を目指す個別支援が必要とされています。

また、生活の将来予測に基づいた支援を組み立てるには、根拠に基づいて整理された知見に基づいた実践が求められますが、支援内容の体系が整理されていないため、属人的な経験知だけに基づく実践となっている場合もあり、ケアマネジメント（インテーク～モニタリングまで）のプロセスにおけるアプローチ方法に差異が生じています。

そこで、ケアマネジメントの「差異」の要因と考えられる、個々の介護支援専門員の属人的な認識（知識）を改め「支援内容」の平準化を図るため、令和２年度老人保健健康増進等事業において、「適切なケアマネジメント手法」が作成されました。

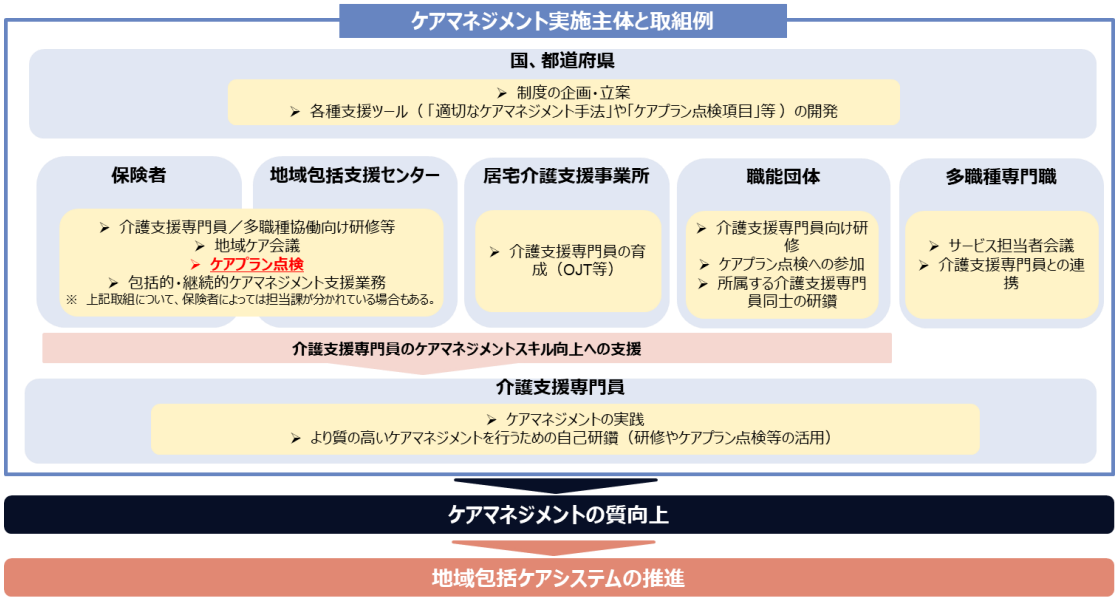
「適切なケアマネジメント手法」とは、要介護高齢者本人と家族の生活の継続を支えるために、各職域で培われた知見に基づいて想定される支援を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメントやモニタリングの項目を整理したものであり、介護支援専門員による活用を促進するため、国による周知が行われているところです。

このため、保険者の皆さまにおかれても、ケアプラン点検を実施するに際は、「適切なケアマネジメント手法」の基本的な内容を把握することが望ましいと言えます（ただし、「適切なケアマネジメント手法」がケアマネジメントの全てを網羅しているものではないことには、留意が必要です）。

第３節　ケアプラン点検の位置づけ

（1）　ケアマネジメントの質の向上に向けた取組

・ ケアマネジメントは、本人の尊厳を保持し住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けられるよう、生活全般を支える体制を整え、自立支援を実現することを目指すものであり、介護支援専門員だけではなく、様々な主体によって実現されるべきものです（下図参照）。



・ 保険者においては、ケアプラン点検や介護支援専門員への研修等の様々な取組がケアマネジメントの質の向上につながることを十分に理解した上で、これらの取組を通じて、介護支援専門員のケアマネジメントスキルの向上を支援し、最終的に地域包括ケアの推進につなげていくことが望まれます。

・ また、ケアマネジメントを実践する介護支援専門員においては、介護保険法第６９条の３４第３項で「介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」と規定されていることも念頭に、保険者や職能団体により実施される研修やケアプラン点検等を活用し、より質の高いケアマネジメントを行うべく自己研鑽をすることが望まれます。

介護保険法（平成９年法律第１２３号）
（介護支援専門員の義務）
第６９条の３４
３　介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

（2） ケアプラン点検の制度的な位置づけ

・ ケアプラン点検は、介護給付費適正化事業の主要三事業に位置付けられている取組であり、制度的な根拠は以下のとおりです。

➢ ケアプラン点検の法的根拠：介護保険法第１１５条の４５第３項第１号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）
（地域支援事業）
第１１５条の４５
３ 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業

➢ ケアプラン点検の法的定義：平成２０年厚生労働省告示第３１号（介護保険法施行令附則第８条第１項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業 第２号）

平成２０年厚生労働省告示第３１号（介護保険法施行令附則第８条第１項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業）
介護保険法施行令（平成１０年政令第４１３号）附則第８条第１項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を次のように定め、公布の日から適用する。
介護保険法施行令附則第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業は、次に掲げる事業とする。
２ 介護支援専門員（法第７条第５項に規定する介護支援専門員をいう。）が作成した法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画又は法第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の内容について、市町村職員等が、当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、及び当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

・ 「平成２０年厚生労働省告示第３１号」では、「介護支援専門員が作成した・・・居宅サービス計画又は・・・介護予防サービス計画の内容について、市町村職員等が、・・・点検し、・・・必要な指導を行い」と記載されていますが、ケアプラン点検は、介護支援専門員を批判するものではなく保険者とともにレベルアップを図るものです。そのため、保険者も介護支援専門員も対等な立場で実施されることが望まれます。

・ また、制度上ケアプラン点検の実施主体は市町村（保険者）であるため、ケアプラン点検を外部の事業者等に委託して実施する場合においても、保険者が責任を持ってケアプラン点検に関与することが求められます。

（3） 運営指導との違い

・ ケアプラン点検全国実態調査の結果によれば、一部の保険者では、ケアプラン点検における面談を運営指導と同じタイミングで実施していることがわかりました。

・ ケアプラン点検と運営指導は、目的も制度上の位置づけも異なる制度です（下図参照）。その違いを理解した上で、ケアプラン点検及び運営指導を明確に分けて実施してください。

※ 「明確に分けて」とは、日を改めてまで行う必要はありません。詳細は以下（４）参照のこと。

	ケアプラン点検	運営指導
目的	ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、保険者と介護支援専門員の「気づき」を促し学びにつなげるとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実現を支援する。	「指導」は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。
制度上の位置づけ（根拠法令）	介護保険法第１１５条の４５（地域支援事業）に基づいて実施される介護給付費等費用適正化事業の一つ	介護保険法第２３条（文書の提出等）及び第２４条（帳簿書類の提出等）
実施対象	介護支援専門員	事業所（事業者）
実施方法	各保険者による	確認文書・確認項目一覧を用いて、施設又は事業所において関係書類を基に、実地指導を行う。
指導（助言）に従わない場合の措置	特になし（法令上の不正な事案や不当な事案が確認された場合には、運営指導もしくは監査にて対応）	監査へと移行

（4） 運営指導と同日にケアプラン点検を実施する際の留意点

・ ケアプラン点検と運営指導を同日に行う場合は、以下の点に留意してください。

①. ケアプラン点検と運営指導の違いを予め介護支援専門員等に説明した上で実施する（特に、ケアプラン点検の趣旨を説明する）。

【説明の例】
ケアプラン点検は、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントとなっているかを、共に確認しながら、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、「利用者の尊厳」を確保することを目的としています。
このため、介護保険法第２３条及び２４条に基づいて実施される運営指導とは異なり、ケアプラン点検の結果が直接監査につながることはありません。
また、運営指導は事業者を対象に実施しますが、ケアプラン点検は介護支援専門員を対象として実施します。この点においても、ケアプラン点検と運営指導は異なる制度となっています。

②．以下の実施方法で対応すること

- ✓ ケアプラン点検と運営指導の実施者は分ける。
- ✓ 上記が難しい場合は、実施する時間帯を分ける。又は、明確な区切りをつけて別の取組であることをわかりやすく示す。

第２章　各論

第１節　ケアプラン点検の手順

ケアプラン点検の実施方法は保険者によって様々です。本マニュアルでは、ケアプラン点検の実施方法の平準化を図り、保険者によって点検の質にバラつきが生じないよう、点検の手順の一例を示します。

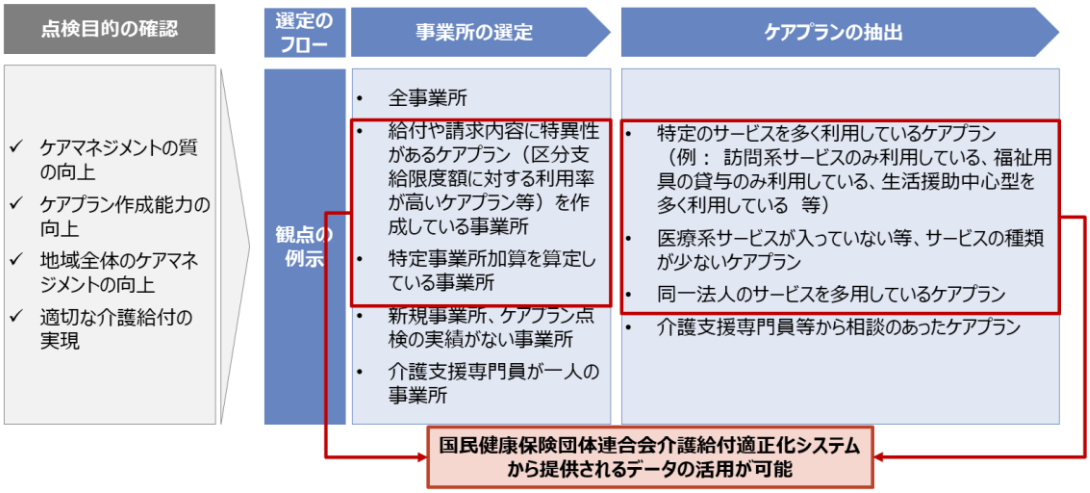
（1）　ケアプラン点検の目的の設定

・　自治体における現状と課題を踏まえ、ケアプラン点検の目的（ケアプラン点検を通じて何を達成するか）を明確化にします。

（2）　事業所選定・ケアプラン抽出

・　ケアプラン点検の目的や保険者の課題意識に応じて事業所の選定、ケアプランを抽出します。

・　例えば、点検対象となる事業所の選定及びケアプランの抽出の観点としては、以下のようなものが挙げられます。



（3）　点検書類提出の依頼（通知）

・　点検する書類（アセスメントシート及び第１表～第５表等を想定）の提出を事業所に依頼します。

・　点検書類の提出を依頼する際、保険者からケアプラン点検の目的を伝えるようにしましょう。

（4）　書類の受領

・　点検書類を受領します。受領する書類は紙媒体ではなく、電子データの場合も考えられます。

（5）　書類の確認、面談の準備

・　受領した書類を確認し、面談の際に何を確認するか等について検討します。

・　書類を確認する際は、別紙１の「点検項目」を活用してください。活用にあたっては、別紙２の「点検項目マニュアル」により各項目の目的、意義及び点検における留意点を理解しておくことが望ましいです。

・　点検項目によってケアプランを確認した後は、その結果を元に、面談時にどのようなことを介護支

援専門員に確認するのかを検討します。その際、厚生労働省のホームページで公開されている「ケアプラン点検支援ツール」[1]を活用することが可能です。

・ なお、点検の観点に偏りが生じないよう、専門職を含む２人１組で実施することが望ましいです（面談も同様）。

（6） 面談

・ 事前に準備した確認事項等に基づき、介護支援専門員と面談を実施します。

・ 面談時は、点検項目やケアプラン点検支援ツールを活用して得られた結果を介護支援専門員に示すなど、点検結果の根拠を示すことで、点検を受ける介護支援専門員の気づきが促されることが期待されます。

・ ただし、点検項目やケアプラン点検支援ツールにより示される結果は、あくまで「ケアプランの記載の充実度」やそこから導かれる「面談時の確認ポイント」であり、「ケアプランの記載の充実度」が低いケアプランであっても不適切なケアプランとは限らないことを、面談する介護支援専門員に伝える必要があります。

・ また、一方的に指摘するのではなく、保険者と介護支援専門員は対等な立場であることを意識し、双方向のやりとりから相手の考えなどを引き出すことにより、気づきが促されるようなコミュニケーションを取ることが望まれます。例えば、以下のようなことを意識して面談を行うことが考えられます。

 ✧ ケアプランを点検できることと、ケアプランを作成・実行できることは別であるということに留意し、相手を尊重する姿勢を持つ。

 ✧ 面談を受ける介護支援専門員の心理に配慮し、「○○してはいけない」といった否定的な言葉はなるべく使わない。

 ✧ 頭ごなしに否定するのではなく、「なぜその支援を設定したのか」等、どのような考えに基づいてケアプランを作成しているのかを確認する。

 ✧ 悪いところを探すのではなく、評価すべき点を探す心構えで面談を行う。

・ ケアプラン点検は居宅介護支援事業所の管理者にとっても気づきが得られる機会になるため、介護支援専門員との面談の際、当該介護支援専門員が属する居宅介護支援事業所の管理者にも同席を求めることも考えられます。

・ ケアプラン点検後は、必要に応じて、ケアプランの修正を依頼することも考えられます。

（7） 点検結果の分析

・ 面談まで終えたケースの結果を分析することで、介護支援専門員がつまづいていたポイントや、

[11] 本ツールは、主に保険者向けに、点検項目をより効率的にケアプラン点検に活用しやすくするため、点検結果をもとに「ケアプランの記載の充実度」や「面談時の確認ポイント」を可視化するものです。以下のホームページからダウンロードすることが可能です。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/hoken/jissi_00005.html

得られた気づき等を知ることができます。また、ケアプラン点検を積み重ね、その結果を振り返ることで、地域課題等（例えば、適切にアセスメントができていない介護支援専門員が多いため研修が必要、地域資源に関する記載がないケアプランが多いため地域資源が不足している可能性がある　等）について検討してみましょう。

・　点検結果を分析する方法の例示と、点検結果の活用例を以下に示します。

点検結果を分析する方法

- ✓ 例①：支援ツールを活用し、点検したケアプランの記載の充実度にどのような傾向があったか（例えば、点検したケアプランにおいて、共通して記載の充実度が低い点検項目はなかったか等）を確認し、何故そのような傾向があるのかを検討する。
- ✓ 例②：点検したケアプランにおいて、どのようなサービスが多く（又は少なく）使われていたか（例えば、「訪問リハビリ」を取り入れているケアプランが多い、インフォーマル資源に関する記載が少ない等）を確認し、何故そのような状況になっているのかを検討する。
- ✓ 例③：介護支援専門員との面談を記録し、介護支援専門員がどのような点で気づきを得たか（例えば、アセスメントに関する気づきを得た介護支援専門員が多い等）を確認し、何故そのような傾向があるのかを検討する。

分析結果の活用例

- ➢ 介護支援専門員を対象とした研修の企画
- ➢ 地域資源の把握、開発　　等

・　点検結果（例えば、ケアプラン点検で発掘された地域課題やケアプラン作成の際に抜けがちなポイント）については、様々な場面で活用されるよう、担当部署内に限らず部署外の関係者（例えば、介護運営協議会等）にも広く共有し、課題の整理や対策の検討をしましょう。

なお、ケアプラン点検の全て又は一部を外部に委託して実施する場合であっても、委託先に任せきりにせず、ケアプラン点検の質が担保されるように保険者として積極的に関与することが望まれます。実際に、ケアプラン点検を外部に委託して実施している保険者の中には、委託先が行う介護支援専門員との面談に同席する、ケアプラン点検に関する年間計画を委託先と共に策定する等、委託先と共にケアプラン点検を実施しているケースも見られます。

また、保険者としてケアマネジメントのプロセスを確認し、地域の課題を発見するという観点においても、保険者としてケアプラン点検に関与することは重要であり、特に「書類の確認」や「面談」において、委託先が実施する内容と、面談する介護支援専門員に伝える内容を、事前に保険者として把握していることが肝要です。また、ケアプラン点検の結果も必ず委託先から共有されるようにしましょう。

第２節　ケアプラン点検の効果の把握

（1）　ケアプラン点検の効果を把握する目的

・　ケアプラン点検の効果を把握する主な目的は、以下の３点です。

①　ケアプラン点検の目的がどの程度達成されているのかを把握すること（点検結果のフォローアップ）

②　それにより、保険者におけるケアプラ点検の実施方法のブラッシュアップにつなげ、「利用者の尊厳の保持」や「自立支援に資するケアプランの作成」に一層寄与するケアプラン点検を目指すこと

③　保険者のケアプラ点検実施に対するモチベーションを上げること

（2）　ケアプラン点検の効果

・　ケアプラン点検の効果は、ケアプラン点検を実施することで得られる、保険者・介護支援専門員・利用者・事業者の変化と考えることができます。

・　ただし、ケアプラン点検の目的（どのようなことを重視してケアプラン点検に取組むか）は保険者によって異なるため、期待する効果はケアプラン点検を実施する保険者によって異なることに留意が必要です。

（3）　効果を把握する観点

・　ケアプラン点検の具体的な効果として、「介護支援専門員」、「居宅介護支援事業所」及び「保険者」のそれぞれの観点から以下のとおり整理しました。

観点	重視する点検目的	考えられる効果
介護支援専門員	ケアマネジメントの質の向上	介護支援専門員の気づき（ケアマネジメントの理解促進）
		適切なアセスメント・モニタリングの実施
		ケアプランの修正（利用者の状態に適したサービス内容への見直し等）
		適切なケアプランの作成（適切なサービスの提供／効率的・効果的なサービスの実施）
		ケアプランの作成能力の向上
		多職種連携の推進
居宅介護支援事業所		居宅介護支援事業所の管理者の気づき
保険者	地域全体のケアマネジメントの向上 地域課題の把握 介護給付費の適正化	保険者の気づき（保険者の地域課題の理解促進）
		介護支援専門員、事業所とのコミュニケーションの促進
		計画策定・施策実施
		介護給付費等の適正化
		地域資源の充実

（4） 効果を把握する方法

・ ケアプラン点検による効果を把握するための方法や把握する時期の一例を、以下のとおり整理しました。ケアプラン点検の効果を把握する際の参考にしてください。

・ ケアプラン点検を委託している場合も保険者において効果を把握できるよう、ケアプラン点検を実施した介護支援専門員の情報を委託先から共有されるようにしましょう。

考えられる効果	把握する方法	把握する時期
介護支援専門員の気づき（ケアマネジメントの理解促進）	点検を受けた介護支援専門員へのアンケート又はインタビュー調査	点検後すぐ
適切なアセスメント・モニタリングの実施		
ケアプランの質の向上（利用者の状態に適したサービス内容への見直し等）	保険者による点検前後のケアプランの比較	点検から一定期間経過後
適切なケアプランの作成（適切なサービスの提供／効率的・効果的なサービスの実施）		
ケアプランの作成能力の向上		
多職種連携の推進	点検を受けた介護支援専門員へのアンケート又はインタビュー調査	
居宅介護支援事業所の管理者の気づき	面談に同席した居宅介護支援事業所の管理者へのアンケート又はインタビュー調査	
保険者の気づき（保険者の地域課題の理解促進）	保険者による自己評価	点検後すぐ（ただし、地域課題を検討するためには、ある程度のケアプラン点検の積み重ねが必要であることに留意）
介護支援専門員、事業所とのコミュニケーションの促進	点検を受けた介護支援専門員へのアンケート又はインタビュー調査	
計画策定・施策実施	保険者による自己評価	点検から一定期間経過後
介護給付費等の適正化	保険者による点検前後のケアプランの比較、関連事業（総合事業等）の実施状況の把握	
地域資源の充実	点検後の給付費、サービス内容の変化	

・ さらに、介護支援専門員や面談に同席した居宅介護支援事業所の管理者へのアンケート又はインタビュー調査や、保険者による自己評価について、具体的に把握する項目を以下のとおり例示します。こちらも併せて参考にしてください。

把握方法	把握する項目（例）
点検を受けた介護支援専門員へのアンケート又はインタビュー調査	• ケアプラン点検を受けて、新たな視点や気づきは得られたか。得られた場合は、その具体的内容。
	• 点検結果として説明された内容のうち、納得感のあった内容、違和感のあった内容はあるか。あれば、その具体的内容。
	• ケアプラン点検の結果をケアプランの質の向上に活かすことはできそうか。
面談に同席した居宅介護支援事業所の管理者へのアンケート又はインタビュー調査	• 面談に同席し、新たな視点や気づきは得られたか。得られた場合は、その具体的内容。
	• 点検結果として説明された内容のうち、納得感のあった内容、違和感のあった内容はあるか。あれば、その具体的内容。
	• ケアプラン点検の結果を介護支援専門員の養成に活かすことはできそうか。
保険者による自己評価	• ケアプラン点検の結果から、介護支援専門員の抱える課題としてどのような傾向が見られたか。それに対して、保険者としてどのような対策が検討できるか。
	• ケアプラン点検の結果から、新たな地域課題が見えたか。それに対して、保険者としてどのような対策が検討できるか。 ※ ただし、地域課題を検討するためには、一定程度のケアプラン点検の積み重ねが必要。

第３節　参考資料

- ケアプラン点検を実施する上で参考となる資料について、以下のとおり資料が掲載されている ＵＲＬを共有します。
- ただし、今後改定される場合も想定されるため、あくまで現時点のものであることに留意してください。

（参考資料）

- 適切なケアマネジメント手法
 - https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/210414_tekisetunacare_r2kai.pdf
- 課題分析標準項目
 - https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2023/1017100924595/ksvol.1178.pdf
- 運営指導マニュアル
 - https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html